

広島シンフォニック・ファミリア吹奏楽団 規約

第1章 総則

第1条（名称） この団の名称を広島シンフォニック・ファミリア吹奏楽団（以下、「当団」という。）とする。

第2条（事務局） 当団の事務局を事務局長宅に置く。

第2章 目的・活動及び運営

第3条（目的） 当団は、当団員相互間及び各団体との融和・親睦をはかり、さらに音楽を通じ地域社会貢献のために援助・指導をはかることを目的とする。

第4条（活動） 当団は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）演奏会の開催・コンクールなどへの出場
- （2）講習会などの開催及び参加
- （3）機関紙の発行及びレクリエーション等の活動
- （4）その他目的達成のための活動

第5条（運営）
1 当団は、団費・寄附金及び諸行事の純利益によって運営する。
2 団の運営は1月1日よりその年の12月末日までとし、運営について異議・申し立てがない限り自動更新とする。

第3章 団員及び団費

第6条（団員）
1 当団の団員は、次のとおりとする。
（1）一般団員
（2）サポート団員
2 団員は団の団員たることを誇りとし、規律正しく目的達成のために活動する。

第7条（入団）
1 入団希望者は、仮入団期間を経て、入団金を添え所定入団申込書を団長に提出し、団長の承認を得ることにより入団する。
2 仮入団期間は3か月とする。

第8条（休団）
1 団員は出産・育児・介護等を理由に休団することができる。休団しようとするときは、休団届を団長に提出し、役員会の決定を経て団長の承認を得ることにより休団とする。
2 休団期間は3か月以上2年以内とする。

第9条（退団）
1 団員が退団しようとするときは、退団届に理由を付して団長に提出し、団長の承認を得ることにより退団する。
2 正当な理由なくして6か月間団の活動に参加しなかったものは、役員会の決定を経て退団とする。

第10条（除名） 団員が当団の名誉を傷つけ、又は当団の目的に反する行為があったときは、役員会の決定を経て、団長がこれを除名することができる。

第11条（再入団）
1 再入団する場合は役員会の決定を経て、団長がこれを決定する。
2 再入団する場合は入団金、仮入団期間を免除する。ただし、演奏会の出演には制限がある。
3 除名された団員は再入団することができない。

第12条（団費） 当団の団費は次のとおりとする。
（1）入団金は1,000円とする。
（2）一般団員は1か月2,000円とする。
（3）サポート団員は入団金、団費は徴収しない。
（4）休団中は徴収しない。
（5）演奏会を開催する場合は、必要に応じて臨時徴収をする。

第4章 役員

- 第13条（役員）
- 1 当団には次の役員を置く。
 - (1) 団 長 1名 総会で選出する。
 - (2) 副団長 1～2名 団長が選出し、総会で承認を得る。
 - (3) 事務局長 1名 団長が選出し、総会で承認を得る。
 - (4) 事務局員 若干名 事務局長が任命する。
 - (5) 会 計 1名 団長が選出し、総会で承認を得る。
 - (6) 監 査 若干名 団長が選出し、総会で承認を得る。
 - 2 前項中、監査を除く役員により役員会を構成し、団の運営にあたる。
 - 3 役員の内任は次回総会までの1年間とし、再選を妨げない。

- 第14条（音楽監督）
- 1 当団に音楽監督を置く。
 - 2 音楽監督は団長が委嘱する。
 - 3 音楽監督は当団の音楽面を統轄する。

- 第15条（役員職務）
- 役員は次の職務を行う。
- (1) 団長は、当団を代表し団の活動全般を統轄する。
 - (2) 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときはその代行をする。
 - (3) 事務局長は、役員会の運営全般を統轄し、当団の運営を担当する。
 - (4) 事務局員は、事務局長を補佐し、当団の運営にあたる。
 - (5) 会計は、団費の収支を管理する。
 - (6) 監査は、当団の会計監査を行う。

- 第16条（顧問及び参与）
- 1 当団には、顧問及び参与を置くことができる。
 - 2 顧問及び参与は、役員会において推薦し団長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、当団の運営の諮問機関とする。

第5章 会議

- 第17条（総会の招集）
- 1 通常総会は毎年1回団長がこれを招集する。
 - 2 臨時総会は、団長が必要と認めたとき及び団員の1/3以上の要請があったときにこれを招集する。

- 第18条（総会の決議事項）
- 1 総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 活動報告及び収支決算について
 - (2) 役員を選出・改選について
 - (3) 活動方針及び予算について
 - (4) 規約改正について
 - (5) その他
 - 2 総会の開催は、団員の1/2以上の出席（委任状も含む）を必要とし、決議事項は出席者の過半数をもって決定する。

（その他）

上記以外に関する事項は、別に定める。

附則 この規約は平成17年7月2日より施行する。

平成17年12月18日、一部改訂を行う。
平成22年3月13日、一部改訂を行う。
平成23年2月26日、一部改訂を行う。
平成24年3月3日、一部改訂を行う。
平成27年2月28日、一部改訂を行う。
平成29年4月16日、一部改訂を行う。
令和3年3月6日、一部改訂を行う。
令和5年1月28日、一部改訂を行う。
令和6年1月27日、一部改訂を行う。